

臨床研究に関する報告書

九州大学病院長 殿

先進医療適応評価委員会

委員長 殿

総括責任者

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

臨床研究に関する報告を致します。下記の審査事項について、先進医療適応評価委員会による審査をお願いします。

記

臨床研究課題名	血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、バージャー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究
臨床研究実施状況	☐ 本研究の実施計画書が遺伝子治療臨床研究審査専門委員会の承認を取得いたしました。 ☐ 本臨床研究の実施計画書が一部変更されました。 ☐ 被験者識別番号:____、性別:____、生年月日:西暦 年 月 日(満 歳)の患者において、治療前検査にて、本臨床研究実施計画に定める選択基準に合致、さらに除外基準に抵触しないことを確認しました。 ☐ 次の被験者において有害事象を確認しました。(被験者識別番号:____、____、____) ☐ ____ステージ3名の被験者への投与が終了し、全被験者の28日目までの臨床データを確認しました。 ☐ 全ステージにおいて、3名の被験者への投与が終了し、全被験者の6ヶ月目までの臨床データを確認しました。 ☐ その他()
審査事項	☐ 実施計画書の審査(本委員会が適応評価すべき実施計画書であるかの審査) ☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 個別症例の適応評価 ☐ 研究継続の適否 ☐ ステージアップ評価(ステージ: ⇒ へのステップアップ) ☐ 重大事態の発生 ☐ その他() ☐ 研究全般の安全性総合判定
添付資料	☐ 実施計画書(年 月 日版) ☐ 治療前検査データ(被験者識別番号:) ☐ 有害事象データ(被験者識別番号:____有害事象 No.:____~____) ☐ ____ステージ3名の28日目までの臨床データ ☐ 全被験者の6ヶ月目までの臨床データ ☐ その他()

[illegible]

A2

検査値(重篤な有害事象と関係のある検査値)

[illegible]

重大事態等報告書

[本臨床研究の実施に影響を及ぼす可能性のある知見]

九州大学病院長 殿
倫理審査委員会委員長 殿
先進医療適応評価委員会委員長 殿
臨床研究センター センター長 殿

九州大学病院
所属・職名
報告医師名

印

下記の研究において、重大事態を認めたので報告致します。

記

研究課題名	血管新生因子（線維芽細胞増殖因子：FGF-2）遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢（閉塞性動脈硬化症、パージャーマ病）に対する血管新生遺伝子治療臨床研究
報告内容	
添付資料	

西曆 年 月 日

先進医療適応評価委員会結果報告書

九州大学病院長 殿

先進医療適応評価委員会委員長

氏 名：

下記の審査事項について、先進医療適応評価委員会を開催し、審査した結果を下記の通り報告します。

三

臨床研究課題名	血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、バージャー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究					
審査事項	☐ 実施計画書の審査(本委員会が適応評価すべき実施計画書であるかの審査) ☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 個別症例の適応評価 ☐ 研究継続の適否 ☐ ステージアップ評価(ステージ: ⇒ のステップアップ) ☐ 重大事態の発生 ☐ その他() ☐ 研究全般の安全性総合判定					
委員会審査開催日	西暦 年 月 日					
審査資料	☐ 臨床研究実施状況に関する報告書(A1) ☐ 実施計画書(年 月 日版) ☐ 治療前検査データ(被験者識別番号: _____) ☐ 有害事象データ(被験者識別番号: _____有害事象 No.: _____ ~ _____) ☐ ____ステージ3名の28日目までの臨床データ ☐ 全被験者の6ヶ月目までの臨床データ ☐ 厚生労働省当局様式5 (被験者識別番号: 、発生日:西暦 年 月 日、 重大事態等の概略:)					
審査結果	☐ 実施計画書の審査(本委員会が適応評価すべき実施計画書であるかの審議)		☐ 新規 (☐ 適 ☐ 不適) ☐ 変更 (☐ 適 ☐ 不適)			
	☐ 治療前適応評価		☐ 適 ☐ 不適			
	☐ 重大事態等の発生		☐ 臨床研究の継続可能 ☐ 臨床研究の継続不可			
	☐ 有害事象発現		☐ 臨床研究の継続可能 ☐ 臨床研究の継続不可			
	☐ ステージアップ評価		☐ 安全性(急性期)に問題がないため、ステージアップ可能 ☐ 安全性(急性期)に問題があるため、ステージアップ不可			
	☐ 臨床研究全般の 安全性総合判定		☐ 安全性に問題がない ☐ その他()			
審査備考 (留意事項、 改善事項等)						

先進医療適応評価委員会出欠リスト

先進医療適応評価委員会の出欠は、以下の通りです。

記

委員会の名称と 所在地	名 称 : 先進医療適応評価委員会 所 在 地 : 所在地:福岡市東区馬出3丁目1番1号			
委員会審査開催日	西暦 年 月 日			
先進医療適応評価委員会委員の所属・職名・氏名 出席:署名する。 欠席:× 審議及び採決に参加:— 外部委員 外部委員には、○を記す 性別 男女の別を記す。	氏名	所属・職名	外部委員	性別
		先端分子細胞治療科 教授(委員長)		男
		遺伝子細胞治療部 教授(副委員長)		男
		第3内科 助手(副委員長)		男
		第1内科 助手		男
		第2内科 助手		男
		冠動脈疾患治療部(循環器内科) 助手		男
		呼吸器科 教授		男
		放射線科 助手		男
		小児科学 助手		男
		精神科 講師		男
		第1外科 助手		男
		第2外科 助教授		男
		小児外科 講師		男
		災害救急医学 教授		男
		遺伝子・細胞療法部 助教授		男
		臨床研究センター 医員		男
		看護部(臨床研究センター)看護師長		女
		医療経営・管理学 教授		女
		岩崎・多川法律事務所 弁護士	○	男
		あおぞら法律事務所 弁護士	○	女

血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載
非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる
慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、バージャー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究

先進医療適応評価委員会議事録

日 時 : 西暦 年 月 日

場 所 :

出席者:	(施設)	(所属・職名)	氏名
	(施設)	(所属・職名)	氏名
	(施設)	(所属・職名)	氏名
	(施設)	(所属・職名)	氏名
	(施設)	(所属・職名)	氏名

配布資料:

以上

先進医療適応評価委員会

委員長: _____

西暦 年 月 日

臨床研究に関する通知書

総括責任者 殿

九州大学病院長

氏 名 :

下記の審査事項について、先進医療適応評価委員会の審査結果を下記の通り通知します。

記

臨床研究課題名	血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、パージャーマン病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究	
審査事項	☐ 実施計画書の審査(本委員会が適応評価すべき実施計画書であるかの審査) ☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 個別症例の適応評価 ☐ 研究継続の適否 ☐ ステージアップ評価(ステージ: ⇒ へのステップアップ) ☐ 重大事態の発生 ☐ その他() ☐ 研究全般の安全性総合判定	
審査結果	☐ 実施計画書の審査(本委員会が適応評価すべき実施計画書であるかの審議)	☐ 新規 (☐ 適 ☐ 不適) ☐ 変更 (☐ 適 ☐ 不適)
	☐ 治療前適応評価	☐ 適 ☐ 不適
	☐ 重大事態等の発生	☐ 臨床研究の継続可能 ☐ 臨床研究の継続不可
	☐ 有害事象発現	☐ 臨床研究の継続可能 ☐ 臨床研究の継続不可
	☐ ステージアップ評価	☐ 安全性(急性期)に問題がないため、ステージアップ可能 ☐ 安全性(急性期)に問題があるため、ステージアップ不可
	☐ 臨床研究全般の安全性総合判定	☐ 安全性に問題がない ☐ その他()
審査備考 (指示、留意事項、改善事項等)		

西暦 年 月 日

先進医療適応評価委員会名簿

氏名	所属・職名	構成*		
谷 憲三郎	先端分子細胞治療科 教授(委員長)			男
赤司 浩一	遺伝子細胞治療部 教授(副委員長)			男
中牟田 誠	第3内科 助手(副委員長)			男
長藤 宏司	第1内科 助手			男
北園 孝成	第2内科 助手			男
福本 義弘	冠動脈疾患治療部(循環器内科) 助手			男
中西 洋一	呼吸器科 教授			男
薮内 英剛	放射線科 助手			男
野村 明彦	小児科学 助手			男
川崎 弘詔	精神科 講師			男
永井 英司	第1外科 助手			男
吉野 一郎	第2外科 助教授			男
田尻 達郎	小児外科 講師			男
橋爪 誠	災害救急医学 教授			男
豊島 崇徳	遺伝子・細胞治療部 助教授			男
永田 英明	臨床研究センター 医員			男
山崎 雅代	看護部(臨床研究センター)看護師長			女
荒木 登茂子	医療経営・管理学 教授			女
多川 一成	岩崎・多川法律事務所 弁護士		外	男
古屋 令枝	あおぞら法律事務所 弁護士		外	女

構成*

- 1:内規第3条第1項第1号に定める委員
 2:内規第3条第1項第2号に定める委員
 3:内規第3条第1項第3号に定める委員
 4:内規第3条第1項第4号に定める委員
 外:内規第3条第2項に定める外部委員
 男:内規第3条第2項に定める男性委員
 女:内規第3条第2項に定める女性委員

西暦 年 月 日

臨床研究の概要に関する報告書

九州大学病院長 殿

効果判定委員会
委員長 殿

総括責任者

所 属 :
職 名 :
氏 名 :

下記臨床研究の全被験者について、ベクター投与終了後6ヶ月目までの臨床データを全て確認致しましたのでご報告いたします。本臨床研究の臨床的效果について、効果判定委員会による評価をお願いします。

記

臨床研究課題名	血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、バージャー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究	
臨床研究の概要	被験者識別番号	臨床研究の概要(詳細につきましては、添付資料をご参照ください)
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
		同意取得日:1回目 / / 、2回目 / / ベクター投与日: / / ベクター投与量:
添付資料	☐ 全被験者の投与終了後6ヶ月目までの臨床データ	

様式-B2

西暦 年 月 日

効果判定委員会結果報告書

九州大学病院長 殿

効果判定委員会委員長

氏 名 :

効果判定委員会を開催し、臨床研究の臨床的効果を判定した結果を下記の通り報告します。

記

臨床研究課題名	血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、パーリジャー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究	
審査事項	臨床研究の臨床的効果	
委員会審査開催日	西暦 年 月 日	
審査資料	☐ 臨床研究の概要に関する報告書(様式B-1) ☐ 全被験者の投与終了後6ヶ月目までの臨床データ	
判定結果	総合的評価による効果判定	☐ 臨床的効果あり ☐ 臨床的効果なし ☐ 臨床的効果不明
判定理由		

様式-B3

効果判定委員会出欠リスト

効果判定委員会の出欠は、以下の通りです。

記

委員会の名称	名 称 :効果判定委員会 所 在 地 :所在地:福岡市東区馬出 3 丁目 1 番 1 号				
委員会審査開催日	西暦 年 月 日				
効果判定委員の所属・職名・氏名	出欠	氏名	所属・職名	外部委員	性別
出欠 出席:○ 欠席:× 審議及び採決に参加:－ 外部委員 外部委員には、○を記す 性別 男女の別を記す。					

血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載
非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる
慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、バジュー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究

効果判定委員会議事録

日 時 : 西暦 年 月 日

場 所 :

出席者 :

(施設)

(所属・職名)

(氏名)

(施設)

(所属・職名)

(氏名)

(施設)

(所属・職名)

(氏名)

(施設)

(所属・職名)

(氏名)

(施設)

(所属・職名)

(氏名)

配布資料:

以上

効果判定委員会

委員長: _____

西暦 年 月 日

臨床研究に関する通知書

総括責任者 殿

九州大学病院長

氏 名 :

効果判定委員会の結果を下記の通り通知します。

記

臨床研究課題名	血管新生因子(線維芽細胞増殖因子:FGF-2)遺伝子搭載非伝播型組換えセンダイウイルスベクターによる慢性重症虚血肢(閉塞性動脈硬化症、バージャー病)に対する血管新生遺伝子治療臨床研究	
審査事項	臨床研究の臨床的効果	
判定結果	総合的評価による効果判定	☐ 臨床的効果あり ☐ 臨床的効果なし ☐ 臨床的効果不明
判定理由		

効果判定委員会名簿

氏名	所属・職名	外部 委員	性別

別紙9

九州大学個人情報管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（総務省行政管理局長通知。以下「指針」という。）に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法第2条の定めるところによる。

(総括保護管理者)

第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、九州大学法人文書管理規程（平成16年度九大規程第28号。以下「規程」という。）第4条第1項に定める総括文書管理者をもって充てる。

2 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 本学に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、規程第4条第1項に定める文書管理者をもって充てる。

2 保護管理者は、保有個人情報を適切に管理する。

(保護担当者)

第5条 本学に、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置き、規程第4条第1項に定める文書管理担当者をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 本学に個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を1人置き、総長が指名する監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

(個人情報ファイルの保有、廃止等に関する届出)

第7条 保護管理者は、個人情報ファイルを保有したときは、別記様式第1号により、総括保護管理者に届け出なければならない。

2 保護管理者は、前項により届け出た事項を変更したときは、別記様式第2号により、総括保護管理者に届け出なければならない。

3 保護管理者は、個人情報ファイルを廃棄若しくは移管したとき、又は個人情報ファイルの要件を具備しなくなったときは、別記様式第3号により、総括保護管理者に届け出なければならない。

(個人情報の管理に関する委員会)

第8条 保有個人情報の管理に係る事項は、九州大学部局長会議規則（平成16年度九大規則第14号）第7条に規定する情報公開・個人情報保護委員会及び情報政策委員会において審議する。

2 委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定めるところによる。

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う職員（以下「職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、当該情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のため、職員に対して、総括保護管理者の実施す

る教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第10条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第12条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、保護管理者の指示に従うものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第14条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(アクセス制御)

第17条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第27条まで（第22条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め（定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために定期的な措置を講じるものとする。

(アクセス記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第19条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第20条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(暗号化)

第21条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第22条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第23条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第24条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第26条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第27条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入退室の管理)

第28条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講じ、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め（定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第29条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装

置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の提供)

第30条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、第1項及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第31条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じ、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(相談及び苦情の対応)

第32条 保護管理者は、個人情報の保管、利用、提供等に関する相談及び苦情に対応するため必要な措置を講じ、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 保護管理者は、法第11条第1項に基づき本学が公表する個人情報ファイル簿のうち、当該保護管理者の管理に係る個人情報ファイルの部分についてその写しを事業場に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 保護管理者は、保有個人情報の提供について本人から依頼があったときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、本学の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、法第9条第2項第1号の規定に基づく保有個人情報の提供に努めるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第33条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案（以下「事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総長に速やかに報告するものとする。

5 保護管理者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第34条 総括保護管理者又は保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じるものとする。

(監査・点検)

第35条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第36条 総括保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第37条 事務局の各課等は、当該課等の所掌事務に係る個人情報の管理について、部局等の保護管理者が講ずべき措置に関し、必要に応じて、助言若しくは指導を行い、又はマニュアル等を作成するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、前項のマニュアル等その他別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式第1号

第 号
年 月 日

個人情報総括保護管理者 殿

個人情報保護管理者

個人情報ファイルの保有について

下記のとおり個人情報ファイルを保有しましたので、九州大学個人情報管理規程第7条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報の経常的提供先	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正、利用停止等の特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	
個人情報ファイルの本人の数 (作成又は取得年度)	
法人文書ファイル管理簿への掲載	
セキュリティ等に係る管理の状況	
業者委託の状況	

公表の有無等	
作成・取得年月日	
本人以外の個人情報	
備 考	

- (注) 1. 「個人情報ファイルの記録項目」は、項目ごとに番号を付して記入する。
2. 「個人情報ファイル簿の種別」は、法第2条第4項第1号（電算処理ファイル）又は第2号（マニュアルファイル）の別を記入する。
3. 「個人情報ファイルの本人の数」は、おおよその数を千件単位で記入する。
4. 「法人文書ファイル管理簿への掲載」は、法人文書ファイル管理簿に記載する「文書分類（大分類、中分類、小分類）」、「保存期間」、「保存場所」を記入する。
5. 「業者委託の状況」は、業者委託の有無及び委託をしている場合は、委託業者名及び契約書への規程第31条各号の記載の有無を記入する。
6. 「公表の有無」は、個人情報ファイル簿としての公表の有無及び公表しない場合は、その理由に該当する法第11条第2項又は施行令第4条の条項を記入する。
7. 「本人以外の個人情報」は、本人以外の個人情報が記載されている場合は、その名称と記録項目を記入する。

別記様式第2号

第 号
年 月 日

個人情報総括保護管理者 殿

個人情報保護管理者

個人情報ファイル記載事項等の変更について

下記のとおり個人情報ファイルの記載事項等が変更になりましたので、九州大学個人情報管理
規程第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 個人情報ファイル名
2. 変更事項
3. 変更理由
4. 変更年月日
5. 備考

別記様式第3号

第 号
年 月 日

個人情報総括保護管理者 殿

個人情報保護管理者

個人情報ファイルの廃止について

下記のとおり個人情報ファイルを廃止しましたので、九州大学個人情報管理規程第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 個人情報ファイル名
2. 廃止理由
3. 廃止年月日
4. 備考

※ 移管により廃止の場合は、備考欄に移管先を記入する。

別紙 10

九州大学病院個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学個人情報管理規程（以下「管理規程」という。）、九州大学個人情報開示等取扱規程及び九州大学情報公開・個人情報保護委員会規程に基づき、九州大学病院（以下「本院」という。）が保有する患者に係る個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。

(保護管理者)

第3条 本院に、次の各号のとおり、管理規程第4条第1項に定める保護管理者を置く。

- (1) 病院長（本院の教育・研究・診療に係る保有個人情報）
- (2) 事務部各課長（当該課に係る文書）

2 保護管理者は、保有個人情報を適切に管理する。

(保護担当者)

第4条 本院に、次の各号に定める組織単位ごとに、管理規程第5条第1項に定める保護担当者を置く。

- (1) 九州大学病院規則第5条に定める診療科及び九州大学病院内規第3条に定める専門診療科
- (2) 九州大学病院規則第10条に定める中央診療施設
- (3) 九州大学病院内規第13条に定める院内措置施設
- (4) 事務部各課

2 前項の保護担当者は、保護管理者が指名する。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(個人情報ファイルの保有、廃止等に関する届出)

第5条 保護担当者は、個人情報ファイルを保有したときは、別記様式第1号により、保護管理者に届け出なければならない。

2 保護担当者は、前項により届け出た事項を変更したときは、別記様式第2号により、保護管理者に届け出なければならない。

3 保護担当者は、個人情報ファイルを廃棄又は移管したとき又は個人情報ファイルの要件を具備しなくなったときは、別記様式3号により、保護管理者に届け出なければならない。

(情報公開・個人情報保護委員会)

第6条 本院に、九州大学病院情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、九州大学病院企画調整会議の構成員をもって組織する。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。
- (2) 本院が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に係る異議申立てに対する決定に関すること。
- (3) 本院が保有する個人情報の管理に関すること。
- (4) その他本院における個人情報保護に関すること。

4 委員会の議事については、九州大学病院企画調整会議の規定を準用する。

(教育研修)

第7条 保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のため、保有個人情報の取扱いに従事する職員（以下「職員」という。）に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員は、前項の責務を記載した誓約書に署名し、保護管理者に提出しなければならない。

(アクセス制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第14条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(アクセス制御)

第15条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第27条まで（第22条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めの整備（定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために定期的な措置を講じるものとする。

(アクセス記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第17条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第18条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(暗号化)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第20条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第21条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第22条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第24条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第25条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報 that 第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入退室の管理)

第26条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等(以下「情報システム室等」という。)に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講じ、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第27条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装

置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の提供)

第28条 保護管理者は、利用目的以外の目的のために行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、第1項及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第29条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じ、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(相談及び苦情の対応)

第30条 保護管理者は、個人情報の保管、利用、提供等に関する相談及び苦情に対応するため、必要な措置を講じ、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 保護管理者は、本学が公表する個人情報ファイルのうち、当該保護管理者の管理に係る個人情報ファイルの部分についてその写しを事業場に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 保護管理者は、保有個人情報の提供について本人から依頼があったときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、本学の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、法第9条第2項第1号の規定に基づく保有個人情報の提供に努めるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第31条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案（以下「事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 保護管理者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第32条 保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じるものとする。

(点検)

第33条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第34条 保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別紙 1 1

九州大学個人情報開示等取扱規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る取扱いについては、法令その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。

(開示、訂正及び利用停止の請求)

第3条 本学が保有する個人情報について、法第13条第1項に基づき開示請求をする者は、別記様式第1号により開示請求書を本学に提出すると共に、次条に定める手数料を納付しなければならない。

2 本学が保有する個人情報について、法第28条第1項に基づき訂正請求をする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別紙様式第2号により訂正請求書を本学に提出しなければならない。

3 本学が保有する個人情報について、法第37条第1項に基づき利用停止請求をする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別紙様式第3号により利用停止請求書を本学に提出しなければならない。

(手数料)

第4条 開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円の手数料を納めなければならない。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（九州大学情報公開取扱規程（平成16年度九大規程第29号）第9条第2項第1号に規定する法人文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、原則として、本学が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込にかかる手数料は、開示請求をする者の負担とする。

(開示決定等の審議)

第5条 本学は、第3条各項の請求についての決定（以下「開示決定等」という。）を行うに当たっては、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）にその審議を行わせるものとする。

2 委員会は、開示決定等の審議を行うに当たっては、必要に応じ、当該個人情報を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた部局等の長は、必要に応じ、情報公開・個人情報保護委員会規程（平成16年度九大規程第192号）第7条の規定に基づき当該部局等に設置される部局情報公開・個人情報保護委員会にその審議を行わせるものとする。

(開示決定等の通知)

第6条 本学は、委員会の審議結果に基づき、法第13条第3項、法第28条3項又は法第37条3項に規定する補正に要した日数を除き、請求があった日から原則として30日以内に開示決定等を行うものとする。

2 本学は、開示決定等を行ったときは、請求及び決定の別に応じて、別記様式第4号から別記様式第9号までのいずれかにより、請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

(開示決定等の期間の延長)

第7条 本学は、法第19条第2項、法第31条第2項又は法第40条第2項の規定に基づき開

示決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、請求の別に応じて、別記様式第10号から別記様式第12号までのいずれかにより、請求者に通知しなければならない。

- 2 本学は、法第20条、法第32条又は法第41条の規定に基づき開示決定等の期間を延長するときは、請求の別に応じ、別記様式第13号から別記様式第15号までのいずれかにより請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第8条 本学は、法第21条第1項、法第22条第1項、法第33条第1項又は法第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式第16号又は別記様式第17号により当該独立行政法人又は行政機関の長に通知し、別記様式第18号又は別記様式第19号によりその旨を請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 本学は、法第23条第1項又は2項の規定により第三者から意見書の提出の機会を与えるときは、別記様式第20号又は別記様式第21号により当該第三者に通知し、別記様式第22号により意見を聴取するものとする。

- 2 本学は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意に反して開示するときは、別記様式第23号により当該第三者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第10条 本学は、第6条の規定による訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、別記様式第24号により当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示の実施方法)

第11条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、原則として、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの)
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3判(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に印刷(電磁的記録に変換したものを出力したものを含む。以下同じ。)したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、原則として、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
 - (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルム、電磁的記録を印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷したもの。
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
 - 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、原則として、それぞれ当該各号

に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、本学がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、原則として、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、原則として、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 6 前5項の規定にかかわらず、より合理的かつ安価な開示の実施方法があるときは、当該方法によることができる。

（開示の実施）

- 第12条 本学は、法第24条第3項の規定により個人情報の開示を受ける者から別記様式第25号による開示の実施方法の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 開示を受ける者が写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該送付に要する費用を郵便切手で徴収した上で写しを送付するものとする。

（異議申立て）

- 第13条 本学は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。

- 2 前項の規定による事案の検討については、第5条第2項及び第3項の規定に準じて行うものとする。

- 3 本学は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別記様式第26号により次の各号に掲げる者に通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 請求者（これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（事務）

- 第14条 この規程に定める個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、情報公開事務室において行う。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条第1項関係)

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

- 2 求める開示の実施方法等(本項の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐その他()

＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 手数料(1件300円)

本学が指定する金融機関の口座へ振込みの上、この開示請求書に振込みの証の写しを添付してください。

なお、振込手数料は開示請求者側で御負担願います。

振込額 円

- 4 本人確認等

ア 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐外国人登録証明書 ☐住民基本台帳カード

☐その他()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 ☐未成年者(年 月 日生) ☐成年被後見人

(ふりがな)

(2) 本人の氏名

(3) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他()

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

3 訂正請求の趣旨及び理由

(趣旨)

(理由)

4 本人確認等

ア 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人

イ 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 外国人登録証明書 ☐ 住民基本台帳カード

☐ その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人
(ふりがな)

(2) 本人の氏名

(3) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

3 利用停止の趣旨及び理由

(趣旨) ☐法36条第1項第1号該当 → ☐利用の停止、☐消去

☐法36条第1項第2号該当 → 提供の停止

(理由)

4 本人確認等

ア 利用停止請求者 ☐本人 ☐法定代理人

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐外国人登録証明書 ☐住民基本台帳カード

☐その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 ☐未成年者(年 月 日生) ☐成年被後見人
(ふりがな)

(2) 本人の氏名

(3) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他()

平成 第 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)
- 2 不開示とした部分とその理由

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に本学に対して異議申立てをすることができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
 - ア 開示請求書における開示の実施方法どおりの開示の実施ができるかどうかの別
 - ① 開示請求書のとおり開示の実施ができる。
 - ② 開示請求書のとおり開示の実施ができない。
実施できない理由()
 - イ 開示の実施の方法等
 - ウ 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間:
場所:
 - エ 写しの送付を希望する場合の準備に要する日数及び郵送料の額
準備に要する日数 日
郵送料(郵便切手)の額 円分

平成 年 月 日
第 号

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示をしないこととした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

平成 第 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求の趣旨

3 訂正決定をする内容及び理由
(訂正内容)

(訂正理由)

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第7号(第6条第2項関係)

平成 年 月 日
第 年 月 日 号

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正をしないこととした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第8号(第6条第2項関係)

平成 第 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 利用停止請求の趣旨

3 利用停止決定をする内容及び理由
(利用停止決定の内容)

(利用停止の理由)

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

平成 年 月 日
第 号

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 利用停止をしないこととした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第10号（第7条第1項関係）

平成 年 月 日
第 号

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第11号（第7条第1項関係）

平成 年 月 日
第 年 月 日 号

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第12号（第7条第1項関係）

平成 第 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第13号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日
第 号

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由
- 3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第14号（第7条第2項関係）

平成 年 月 日
第 号

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3 訂正決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第15号（第7条第2項関係）

平成 年 月 日
第 号

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

- 2 法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由

- 3 利用停止決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第16号(第8条関係)

平成 第 年 月 日

(他の独立行政法人等又は行政機関の長) 殿

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示請求者氏名等

氏名:

住所又は居所:

連絡先: ()

法定代理人による開示請求の場合

- (1) 本人の状況 ☐未成年者(年 月 日生) ☐成年被後見人
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所

3 添付資料等

- (1) 開示請求書
(2) 移送前に行った行為の概要記録

4 備考

別記様式第17号(第8条関係)

平成 第 号
年 月 日

(他の独立行政法人等又は行政機関の長) 殿

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求者氏名等

氏名:

住所又は居所:

連絡先: ()

法定代理人による訂正請求の場合

- (1) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所

3 添付資料等

- (1) 訂正請求書
(2) 移送前に行った行為の概要記録

4 備考

平成 年 月 日
第 号

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条(第22条)第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等通知は、下記の移送先の独立行政法人等(行政機関)において行われます。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等
2. 移送をした日
3. 移送の理由
4. 移送先の独立行政法人等(行政機関)
 - (1) 独立行政法人等(行政機関)名
 - (2) 担当部課等名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
5. 備考

別記様式第19号(第8条関係)

平成 第 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定通知は、下記の移送先の独立行政法人等(行政機関)において行われます。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 移送をした日
- 3 移送の理由
- 4 移送先の独立行政法人等(行政機関)
 - (1) 独立行政法人等(行政機関)名
 - (2) 担当部課等名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
- 5 備考

平成 第 年 月 日

（第三者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 平成 年 月 日
- 3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先

別記様式第21号（第9条第1項関係）

平成 年 月 日
第 号

（第三者） 様

国立大学法人九州大学

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示請求の年月日 平成 年 月 日

3 法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由
適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号
（適用理由）

4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

5 意見書の提出先

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

（ふりがな）
氏名又は名称 _____
（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所 _____
（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

平成 年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示に関してのご意見

☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。

☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。

① 支障（不利益）がある部分

② 支障（不利益）の具体的理由

3 連絡先

別記様式第23号（第9条第2項関係）

平成 年 月 日
第 号

（反対意見書を提出した第三者） 様

国立大学法人九州大学

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示することとした理由

3 開示決定をした日 平成 年 月 日

4 開示を実施する日 平成 年 月 日

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本学に対し異議申立てをすることができます。

平成 第 年 月 日

(保有個人情報の提供先の長) 殿

国立大学法人九州大学

印

提供をしている保有個人情報の訂正について(通知)

(保有個人情報の提供先)に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第29条の規定により訂正しましたので、同法第35条の規定に基づき通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正部分及び訂正内容
- 3 訂正請求の趣旨及び訂正理由

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

Tel

Tel

()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日 付

文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し該当するものに○印を付してください

開示請求に係る保有個人情報の 名称等	種類・量	実 施 の 方 法	
		1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		3 その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日(来学の上、開示の実施を希望される場合にご記入ください)

平成 年 月 日

4 写しの送付(郵送)の希望の有無(写しの交付を希望される場合に、該当するものに○印を付してください)

有 → 同封する郵便切手の額 円
無

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

平成 第 年 月 日
年 月 日

（異議申立人等） 様

国立大学法人九州大学

印

平成 年 月 日付けの国立大学法人九州大学に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条の規定により通知します。

記

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等

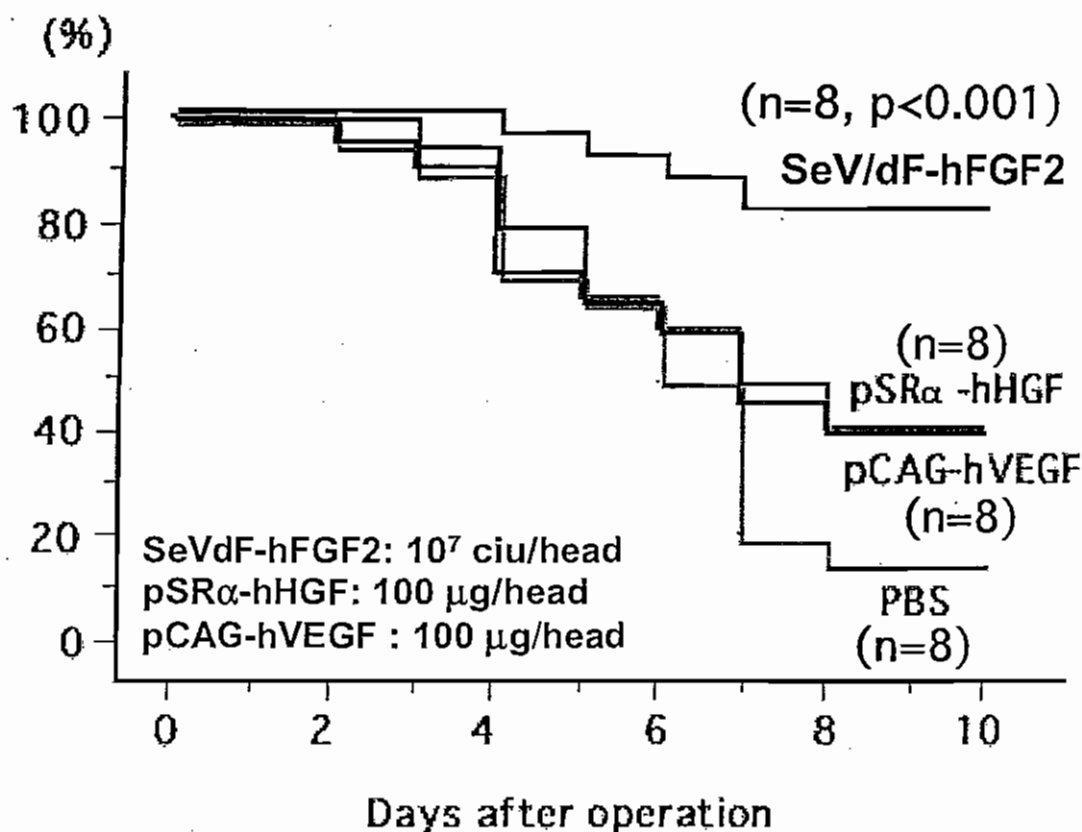
2 異議申立日

3 異議申立ての趣旨

4 諮問日・諮問番号

平成 年 月 日 ・ 平 諮問 号

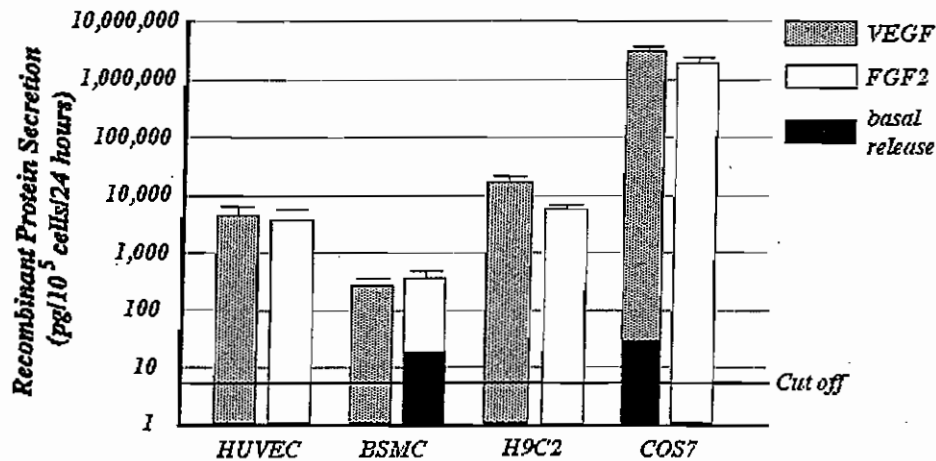
図 1



Balb/c nu/nuマウス重症虚血肢（自然脱落モデル）における各種遺伝子治療の治療効果比較試験。

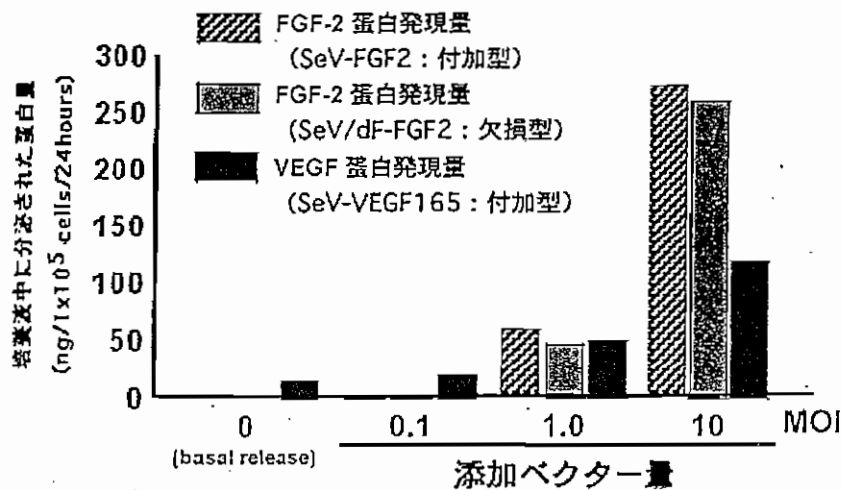
ヒトFGF-2を発現する非伝播型SeV（SeV/dF-hFGF2）、ヒトHGFを発現するプラスミドベクター（pSRα-hHGF）、ヒトVEGF165を発現するプラスミドベクターの治療効果を比較したところ、SeV/dF-hFGF2でのみ有意な治療効果が認められた。

図 2



センダイウイルスベクター（付加型）によるFGF-2、VEGFの細胞外分泌能

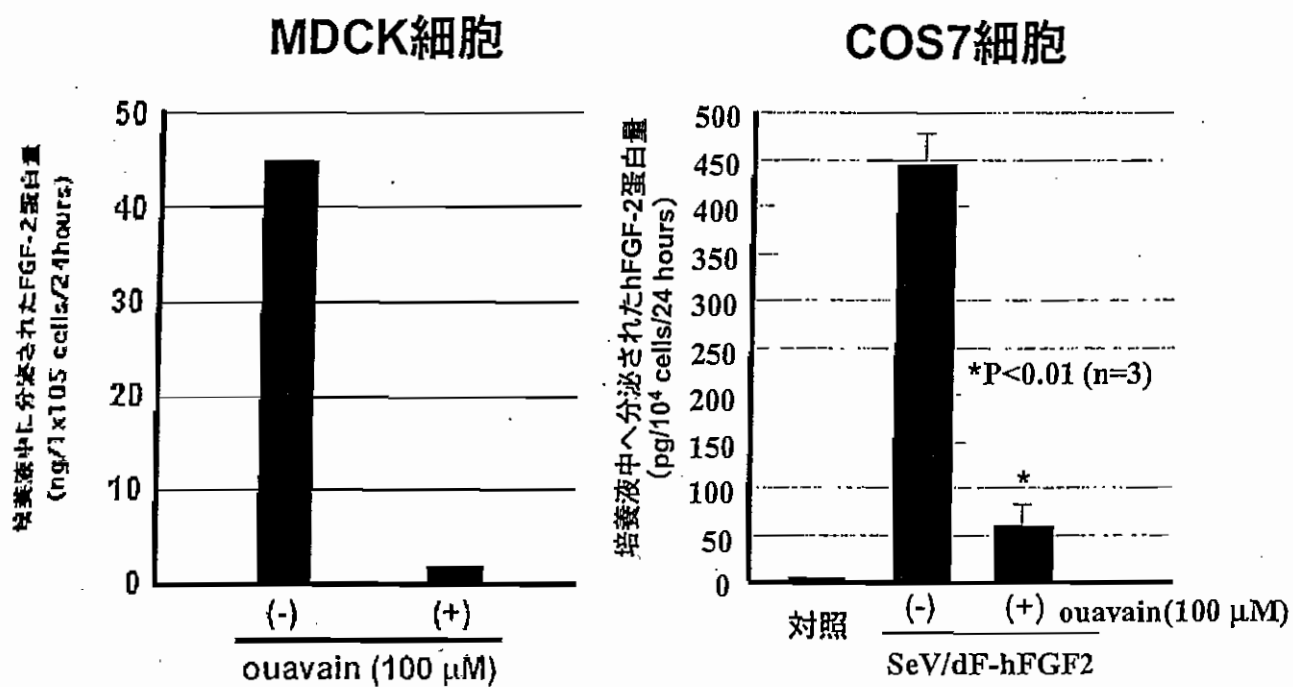
1x10⁵ 個の各種細胞の培養液中へSeV-hFGF2（付加型ベクター）、あるいはSeV-VEGF165（付加型ベクター）をMOI= 10で添加。24時間後に培養液中へ分泌されたFGF-2あるいはVEGFの蛋白量をELISA法にて測定した。



センダイウイルスベクター（COS7細胞：付加型、非伝播型）によるFGF-2、VEGFの細胞外分泌能

1x10⁵ 個のCOS7細胞の培養液中へSeV-FGF2（付加型ベクター）、SeV/dF-hFGF2（F遺伝子欠損非伝播型ベクター）あるいはSeV-VEGF165（付加型ベクター）を種々の濃度（MOI=0.1, 1.0, 10）で添加。24時間後に培養液中へ分泌されたFGF-2あるいはVEGFの蛋白量をELISA法にて測定した。

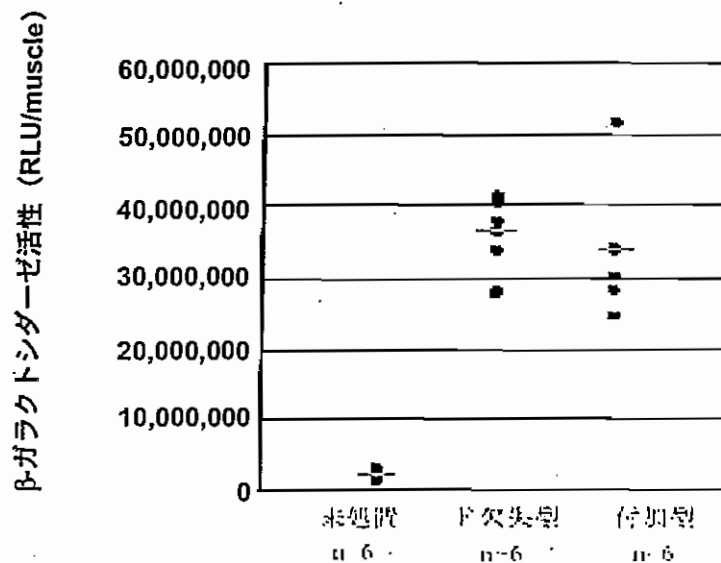
図 3



SeV/dF-hFGF2によるウワバイン依存性FGF-2細胞外分泌能

MDCK細胞あるいはCOS7細胞の培養液中へSeV/dF-hFGF2をMOI= 10で添加。24時間後に培養液中へ分泌されたFGF-2あるいはVEGFの蛋白量をELISA法にて測定した。ウワバイン処理群では、ベクター添加4時間前にウワバインを添加した。

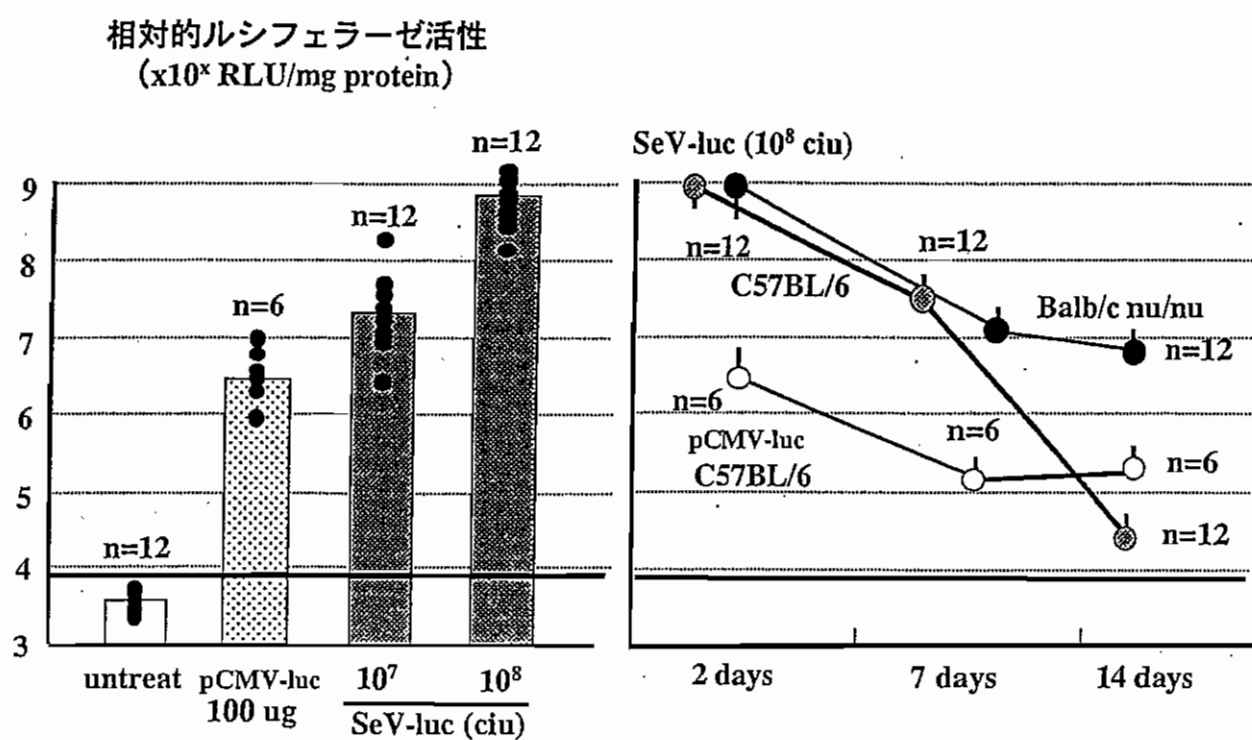
図 4



非伝播型組換えセンダイウイルスベクター (F遺伝子欠損型ベクター: SeV/dF) と増殖伝播型組換えセンダイウイルスベクター (付加型ベクター: SeV+18) のマウス筋肉への大腸菌lacZ遺伝子導入・発現効率

非伝播型ベクターが野生型を基本骨格とした付加型ベクターと比較して、同等の遺伝子導入・発現効率を示すことを確認するため、大腸菌lacZ遺伝子を搭載した両ベクターをそれぞれ 10^7 ciu/50 μ l/headずつ7週齢オスC57BL6/Jマウス左大腿筋に投与し、2日後にβ-ガラクトシダーゼ酵素活性を測定した (各群n=6)。

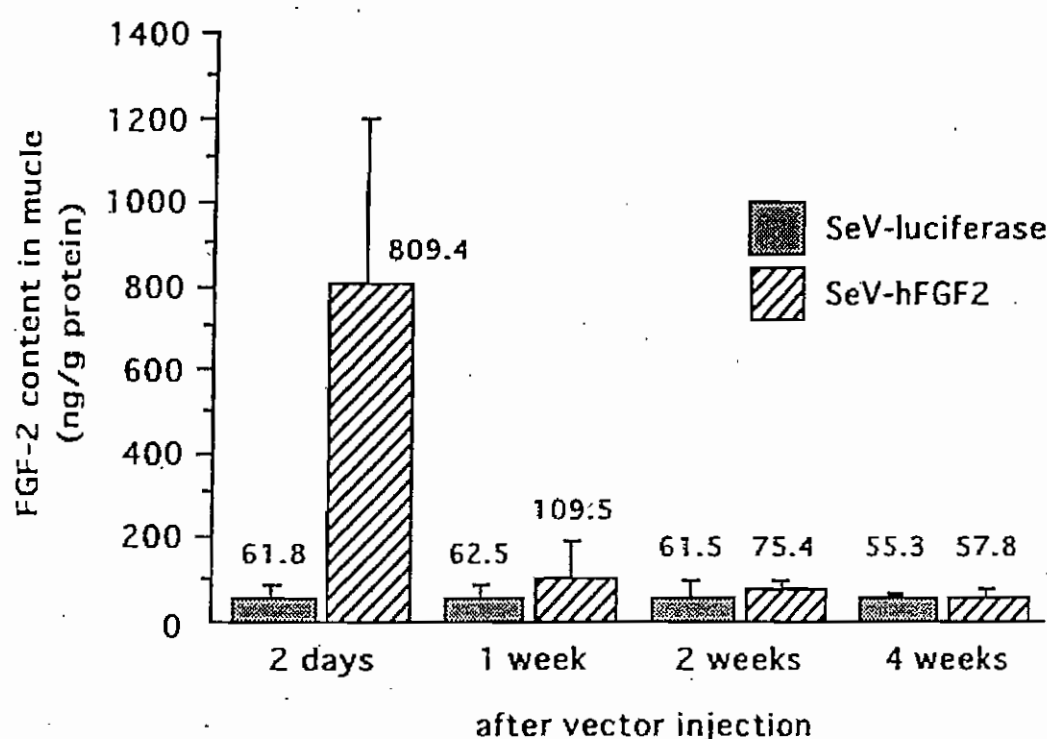
図 5



マウス虚血後肢骨格筋に対するレポーター遺伝子（ルシフェラーゼ）導入効率と遺伝子発現の経時的変化（付加型ベクターを用いた検討：文献 14）

C57BL6/Jマウスの大腿動静脈を抜去し、軽度虚血モデルを作製した。同時にホタルルシフェラーゼ遺伝子をプラスミドベクター（pCMV-luciferase：ヒトサイトメガロウイルス前初期遺伝子プロモーター）あるいはSeV-luciferaseを100 μ lずつ投与した。

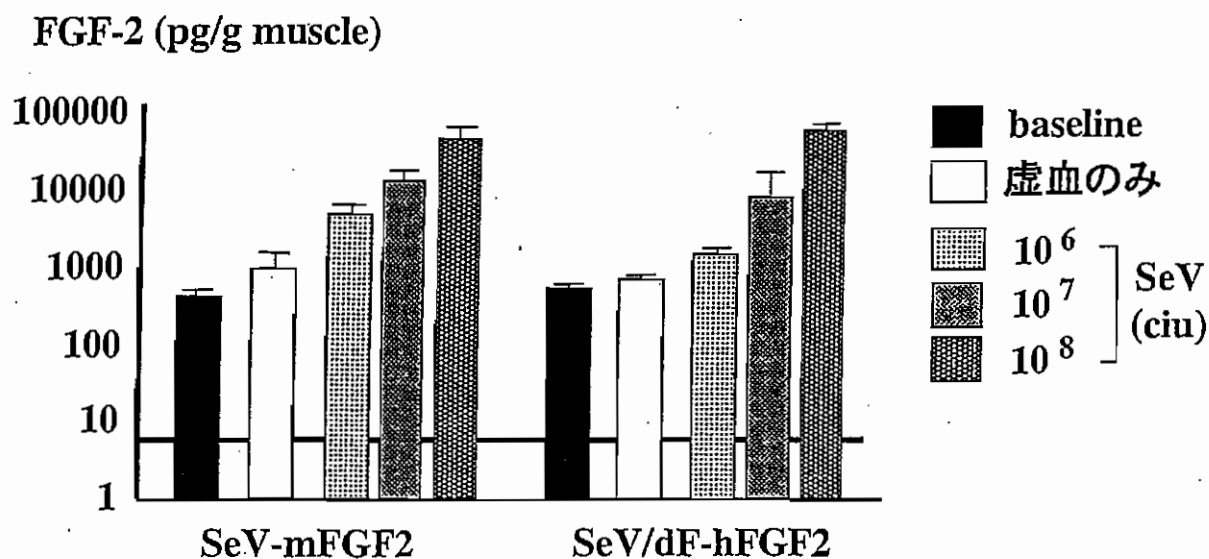
図 6



ウサギ慢性虚血後肢骨格筋に対するヒトFGF-2遺伝子導入効率と遺伝子発現の経時的变化 (付加型ベクターを用いた検討: 文献 21)

日本白色種家兎 (日本チャールズリバーより購入) 左後肢に既知の方法にて慢性虚血モデルを作製した。ヒトFGF-2を発現するセンダイウイルスベクター (SeV-hFGF2: 10^9 ciu/head) あるいはルシフェラーゼ (SeV-luciferase: 10^9 ciu/head) を投与し、遺伝子発現を経時的にELISA法にて測定した

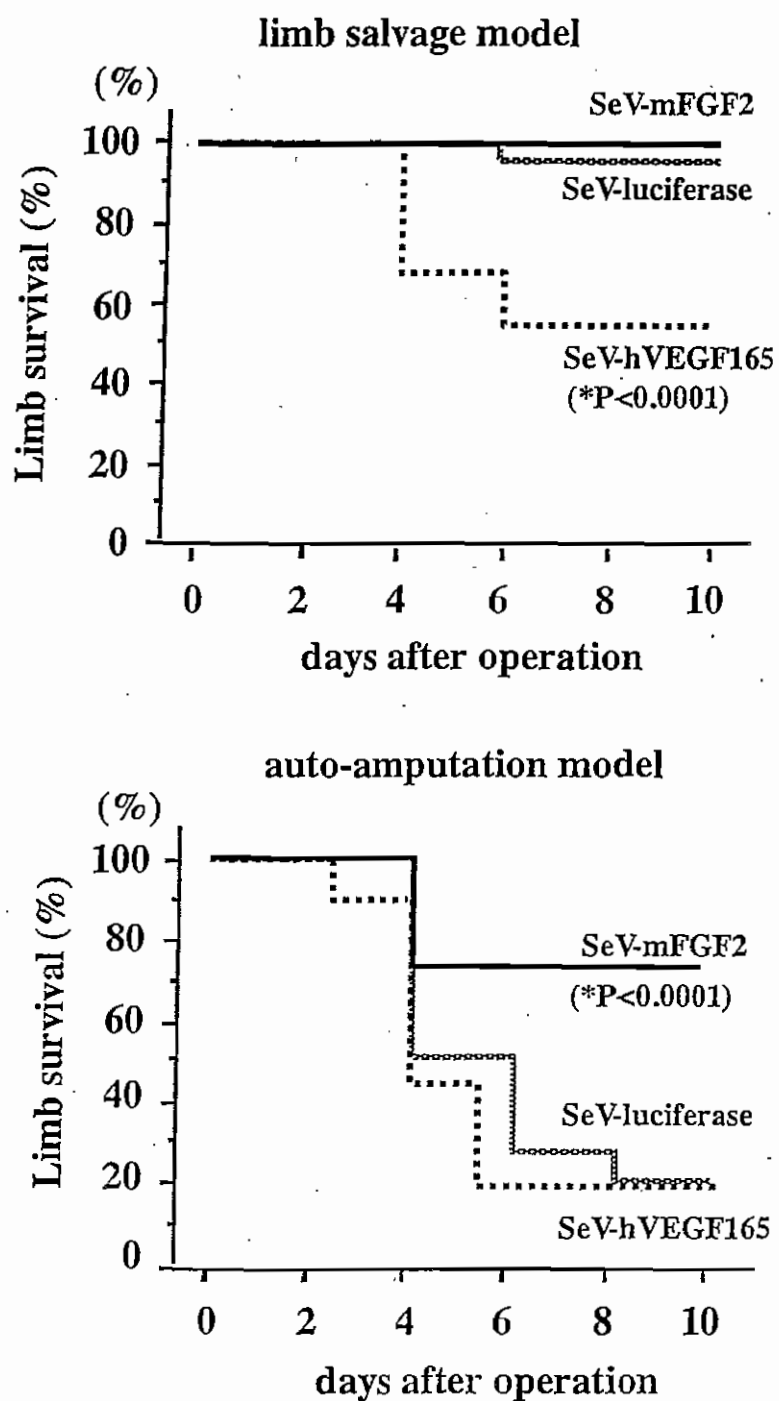
図 7



マウス急性虚血後肢骨格筋に対する濃度依存性血管新生因子遺伝子発現効率
(付加型ベクターおよびF 遺伝子欠損非伝播型ベクターを用いた検討：
文献 1 4 および非公表データ)

C57BL6/Jマウスの大腿動静脈を抜去し、軽度虚血モデルを作製した。
同時にマウスFGF-2を発現する付加型SeVあるいはヒトFGF-2を発現する
非伝播型SeV (SeV-mFGF2およびSeV/dF-hFGF2 : 濃度10⁶、10⁷、10⁸ ciu
/100 μ l) を100 μ lずつ大腿筋に投与した。2日後大腿筋、下腿筋を採取、
筋肉中のFGF-2を R&D社のELISA system (ヒト、マウスともに検出する)
にて検出した。

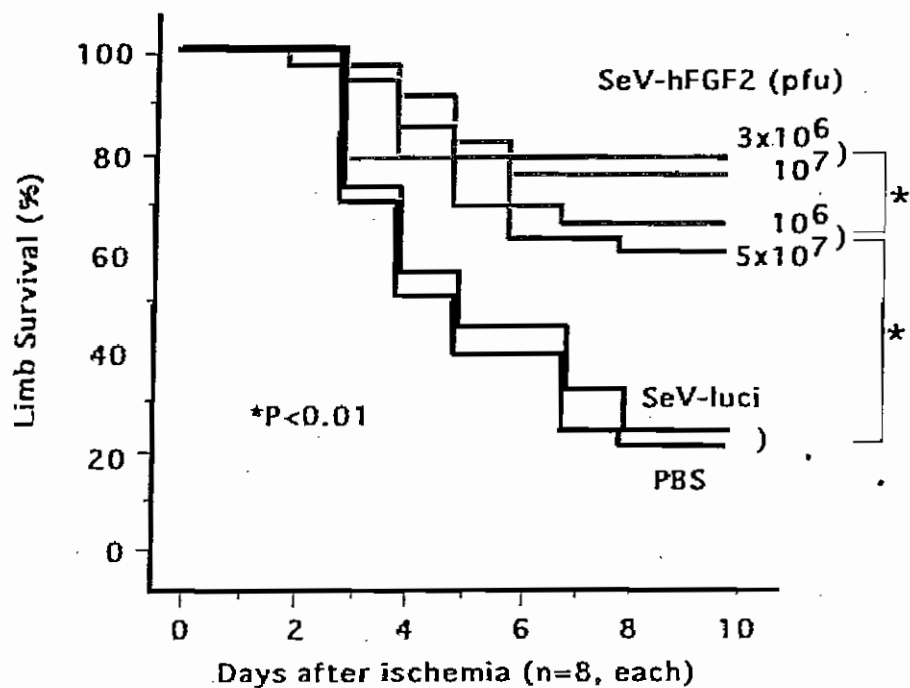
図8



血管新生因子遺伝子導入に関わる副作用（上段）および副作用（下段）（文献14）

図9

a. SeV-hFGF2 (付加型ベクター) の治療効果



b. SeV/dF-hFGF2 (非伝播型ベクター) の治療効果

